連	結法	人の災害損失の繰戻し	る還付	計請 才	書	※整理	番号					
公游署受付 分							※重結グループ					
1899		<u></u>				一一	7•V±N/1/1° /	EYZH V				
			納	税	地	'	雷話	()	_		
			(フ	リガ	ナ)				,			
			法	人	名							
令和	年	月 日	N.L.	人 番				1				
			(フリガナ)									
		代表	者」	モ 名	<u> </u>							
			代 表	者(主所	₸						
税務署長殿			事	業 種	目						i i	業
所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の法人税法第81条の31の規定に基づき												
下記のとおり災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。												
災害欠損 損 毎平成・令和年月日(確						7 温 /	寸 所 得	白'	平成•令和	年	 月	日
災				全定 □間 申	告書	11	事業年度		平成•令和	年	月	日
災害のあった日 平成・令和 年 月 日 災					羊細							
区分					計	- 水	金 額		*	金	額	
災害欠損 連結事業 年度の災	災	害損失欠損金	金 額	(1)								
	同上のうち還付所得連結事業年度に			(0)								
害損失欠 損金額		戻す災害損失欠損		(2)								
還付所得 連結事業 年度の連 結所得金 額	連	結 所 得 金	額	(3)								
	既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しを行った金額			(4)								
	差引	連結所得金額((3)-(4))	(5)								
還付所得 連結事業 年度の法 人税額	納 乍	ナの確定した法人	税額	(6)			C	0 (
	仮装経	理に基づく過大申告の更正に伴う控除	法人税額	(7)								
	控	除税	額	(8)								
	使途秘匿金額に対する税額			(9)			C	0 (
	課税土地譲渡利益金額に対する税額			(10)								
	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額			(11)								
	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11))			(12)								
	既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額			(13)								
	差引法人税額((12)-(13))			(14)								
還 付 金 額 ((14)×(2)/(5)			5))	(15)								
請求期限 令和 年 月			日	^	連結		書等提出年月		平成・令和			目
還付を受けよう とする金融機関 等		1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場 銀行 本店				貯金	ちょ銀行の貯 口座の記号番	号_	_			
		金庫・組合 出 き 漁協・農協 本所				3 郵便局等の窓口での受取りを希望する場合 郵便局名等						
守			1 /21	~ 7/1			.,55.764	_				

税 理 士 署 名

 ※税務署
 部
 決算
 業種
 番
 整理
 備
 通信
 日付印
 年月日
 確認

連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書の記載の仕方

- 1 この還付請求書は、連結親法人が所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)(以下「令和2年改正法」といいます。)による改正前の法人税法第81条の31の規定によって、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各連結事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する同法第81条の20第1項に規定する期間(当該期間について仮決算の連結中間申告書を提出する場合の当該期間に限ります。以下「中間期間」といいます。)において生じた災害損失欠損金額を、その災害損失欠損金額に係る連結事業年度又は中間期間(以下「災害欠損連結事業年度」といいます。)開始の日前2年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に使用します。
- なお、この請求書には「連結法人の災害損失欠損金額に関する明細書(付表)」を添付して提出してください。 2 災害損失の繰戻しによる法人税額の還付は、連結親法人が災害損失欠損金額の繰戻しの対象となる連結所得金額 及び法人税額の生じた連結事業年度(以下「還付所得連結事業年度」といいます。)から、災害欠損連結事業年度 の前連結事業年度までの各連結事業年度について連続して連結確定申告書を提出している場合に限って請求をす ることができます。
- 3 この還付請求書は、災害欠損連結事業年度の連結確定申告書等の提出と同時に(仮決算の連結中間申告において 災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を受けようとする場合には、仮決算の連結中間申告書の提出期限までに、 その仮決算の連結中間申告書の提出と同時に)納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人の場合は2通)提出 してください。

なお、2以上の還付所得連結事業年度の連結所得に対する法人税額について還付を受けようとする場合には、その還付所得連結事業年度ごとに、還付請求書を別葉にしてください。

- 4 この還付請求書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「※」の各欄は、記載しないでください。
 - (2) 「災害欠損連結事業年度」には、この還付請求が仮決算の連結中間申告によるものである場合は、その仮決算の連結中間申告に係る中間期間を記載します。

また「(確定・中間 申告書)」には、この還付請求が連結確定申告又は仮決算の連結中間申告のいずれによるものであるかの区分に応じて、該当するものを○で囲みます。

(3) 「災害の詳細」欄には、その災害の生じた場所、種類(震災、風水害、火災等)など災害の内容を具体的に記載してください。

なお、災害の呼称がある場合は、その災害の呼称を記載してください。

- (4) 「災害欠損連結事業年度の災害損失欠損金額」の各欄
 - イ 「災害損失欠損金額(1)」欄には、「連結法人の災害損失欠損金額に関する明細書(付表)」の「(1)」の 欄に記載した金額を記載してください。
 - ロ 「同上のうち還付所得連結事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額(2)」欄には、災害欠損連結事業年度の災害損失欠損金額のうち還付所得連結事業年度に繰戻しをしようとする金額を「差引連結所得金額(5)」欄の金額を限度として記載してください。
 - (注) この還付請求書に記載した還付所得連結事業年度以外の還付所得連結事業年度の連結所得に対する法 人税額につき還付を受けようとする場合には、その還付を受けようとする金額の基礎とする災害損失欠 損金額に相当する金額を控除した残額が還付の対象とする限度額となります。
- (5) 「還付所得連結事業年度の連結所得金額」の各欄
 - イ 「連結所得金額(3)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二の「1」欄に記載された連結所得金額を記載しますが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された更正後の連結所得金額を記載します。
 - ロ 「既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得連結事業年度について、既に 災害損失又は連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行っ た災害損失欠損金額又は連結欠損金額を記載してください。
- (6) 「還付所得連結事業年度の法人税額」の各欄
 - イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二の「差引連結所得に対する法人税額」欄の金額を記載しますが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。
 - ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得連結事業年度において法人 税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載し てください。

ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額の合 計額を記載します。

なお、還付所得連結事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等について は、これに含まれませんので注意してください。

- ニ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、令和2年改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の67第1項の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、令和2年改正法第16条の規定による改正前の租税特別 措置法第3章第18節の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- へ 「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額(11)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄の金額を記載してください。
- ト 「既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得連結事業年度 について既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しにより、その法人税額の一部の還付を受けている場合に、その 還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。
- (7) 「還付金額(15)」欄には、 $(14) \times \frac{(2)}{(5)}$ の算式によって計算した金額(1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。
- (8) 「請求期限」欄には、仮決算の連結中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税の還付を受けようとする場合において、仮決算の連結中間申告書の提出期限を記載してください。
 - (注) 各連結事業年度で適用を受けようとする場合には、この欄の記載は不要です。
- (9) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字を○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
- (10) 「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

5 留意事項

○ 地方法人税の額の還付

地方法人税については、税務署長が法人税を還付する場合に、地方法人税の額でその還付の時において確定しているものがあるときは、法人税の還付金の額に100分の10.3 (令和元年9月30日以前に開始した還付所得連結事業年度については100分の4.4) を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付することとされていますので、特段の手続は不要です(令和2年改正法による改正前の地方法人税法第23条第1項)。